

【研究論文】

姫路城三の丸御居城鶴ノ間の復元考察

多米 淑人*¹

1. はじめに

現在の姫路城は、慶長5年（1600）に池田輝政が三河吉田15万石から播磨一国52万石へ転封し、翌慶長6年（1601）年から建設したことに始まる。国宝に指定されている大天守、乾、西、東小天守およびイ、ロ、ハ、ニの渡櫓は慶長14年（1609）頃のものであり、天守は5重6階地下1階の望楼型で、これに乾、西、東の3基の小天守が渡櫓で環状につながる連立式天守である。縄張は内郭、中郭、外郭からなる梯郭式で、大手を南に、搦手を東北にとる。内郭は天守丸、本丸、二の丸、西の丸、三の丸からなり、さらに作事所出丸、搦手の東三の丸、勢隠が付随する。

姫路藩藩主は池田輝政（池田家）から第一次本多家、奥平（松平）家、第一次松平家、第一次榊原家、第二次松平家、第二次本多家、第二次榊原家、第三次松平家、酒井家と数多く入れ替わる。中でも寛延2年（1749）に入封した酒井家（酒井忠恭）が最も長く、廃藩まで姫路藩を治めていた。

本研究で復元対象とする姫路城三の丸城御居城（以下、御居城とする。）は、三の丸に置かれた御殿で、元和4年（1618）に第一次本多家の本多忠政が拡張したと伝えられるものである。三の丸にあったこれら御殿群は全く残っていないが、後述する絵図や史料、御殿建築の修理工事報告書、『匠明五巻考』⁽¹⁾（以下、『匠明』とする）などから、御居城の中でも最も重要な室であった鶴ノ間（上の間）の復元を試みる。なお、なお、復元対象とする「御居城」の呼称については、「御本城」、「三ノ丸御居城」、「西屋敷」、「常之丸」などがみられるが、本稿では「御居城」とする。

2. 御居城に関わる史料や既往報告

御居城に関する史料や既往報告は以下の通りである。本稿はこれらのなかでも鶴ノ間だけでなく、御居城全体の平面が描かれている「播州姫路城図（大絵図）」⁽²⁾を主史料とする。

- 「播州姫路城図（大絵図）」 248cm×279cm 元禄12年（1699）～宝永元年（1704） 中根忠之所蔵（大分市）（巻末に掲載）
- 「姫路城図屏風」⁽³⁾ 135cm×284cm 寛保元年（1741）以降 大谷信一所蔵（越前市）
- 『熊谷家文書』⁽⁴⁾ 「姫路御在城中勤要録 全」 慶応3年（1867）内の「御本城鶴之間」、「御本城鶴之間」の計2葉（但し両葉ともに平面図は同じ）（巻末に掲載）
- 『日下雄一郎文書』⁽⁵⁾ 内の「御本城鶴之間寺社御礼之圖」、「御本城鶴之間御盃下並大流之圖」、「御本城鶴之間惣所目見之圖」、「御本城於鶴之間御拝領御鷹御頂戴之圖」、「同圖」計5葉（但し、平面規模は共通であるが、「御本城於鶴之間御拝領御鷹御頂戴之圖」のみが他の4葉とは柱配置が異なる）（巻末に掲載）
- 『池田家文庫』⁽⁶⁾ 「姫路城内略記」（幕末頃---伊藤氏の見解による）
- 『姫路市史 第十四巻 別編 姫路城』⁽⁷⁾ 「三 姫路城の建築 5 三の丸」内藤昌 pp.421-450
- 『姫路城絵図集』⁽⁸⁾ 「播州姫路城図（大絵図）解説」平井聖 pp.72-77

3. 御居城鶴ノ間の平面考察

「播州姫路城図（大絵図）」は、内曲輪の堀や石垣の寸法、建物の位置などが記され、さらに西の丸の御殿や三の丸居城の御殿、武蔵野御殿、向日屋敷の御殿などの各御殿群の間取りおよび柱配置、部屋名称、大きさ描かれ

*¹ FUT 福井城郭研究所 所員
E-mail: tame-yoshi@fukui-ut.ac.jp

ている絵図で、御居城はこれらの中でも南西隅の最も多くの室が描かれている御殿である。

御居城をみると、南から入る敷台付き御玄関から西へ進むと二室（続きの鶴ノ間上段が描かれている方を上の間、御玄関寄りを下の間とする）で、そこから奥に小書院、新書院、御料理ノ間、御居間、御寝間、御休息ノ間が続き、他にも御台所やとらの間（虎の間）、風呂ノ間、能舞台などがみられる。

これらの各室には、前記のように柱配置は描かれているが、室名称や広さについての記載がないものもある。特に本稿で復元対象としている鶴ノ間については、室名称は書かれているものの広さは記入されていない。したがって、まずは鶴ノ間の平面規模について検討する。

3.1 平面規模について

「播州姫路城図（大絵図）」に描かれている鶴ノ間（以下、「播州姫路城図鶴ノ間」とする）は、正方形の二室に入側が付く表現がされ、さらに上の間には北西隅に上段、その西側に付書院、北側に床が描かれ、下の間には北側に床の記載がみられるが、前述のように広さに関する記述はみられない。そのため、広さの記述がみられる御玄関の北側の 30 畳、40 畳、40 畳の三室およびそこから奥へ進むために通る 27 畳の室を手掛かりとして鶴ノ間の二室の規模を推定する。

御玄関の北側の 30 畳、40 畳、40 畳の三室は、南北方向の長さが同じで、東西方向の長さが 40 畳の二室は同じ、30 畳の部屋はそれよりやや短く描かれている。南北方向が共通する 40 畳、30 畳の広さは、南北方向を 5 間とすると、東西方向は 40 畳で 4 間、30 畳で 3 間となり、これは絵図に描かれている各室の比率とも一致する。さらに、この比率から 27 畳の室が、南北方向は 3 間、東西方向は 4.5 間ということも分かり、これらによって、絵図内の大よその長さを算出できることになる。

以上のことを踏まえて、鶴ノ間をみると中心の二室は 5 間四方で、この廻りに 1.5 間幅の入側が付き、上の間の上段は正面が 2.5 間、奥行が 1.5 間であることが分かる。これに『匠明』の「殿舎集」を参考に一間の基準寸法を 6.5 尺（京間）として、畳を敷くと上下の間とも各 50 畳で、入側は床、付書院を除いた四周で 99.5 畳大になる。

3.2 史料にみる鶴ノ間の平面規模

次に史料にある鶴ノ間と上記の推定平面規模についてみる。

平面図内に畳配置が描かれている史料は、『熊谷家文書』の「御本城鶴之間」（以下、「熊谷家文書御本城鶴之間」とする）と『日下雄一郎文書』内の 5 葉の御本城鶴之間の絵図（以下、「日下雄一郎文書御本城鶴之間之圖」とする）で、これらはともに寸法などの記載はないものの内題に「鶴（鶴）之間」と記されている。また、『姫路市史 第十四巻 別編 姫路城』には『池田家文庫』の「姫路城内略記」にある御居城の広さが掲載され、鶴ノ間の項では、「鶴ノ間 百五十一畳 床 八畳半 外ニ休息所二畳 但入側上段共 内上段七畳半 同入側雁ノ間 二十三畳半」とある。

平面が描かれている「熊谷家文書御本城鶴之間」と「日下雄一郎文書御本城鶴之間之圖」はともに、50 畳の二室および東入側 24 畳、南入側 30 畳、西入側 18 畳、下の間御床東の 6 畳しか描かれておらず、上下の間の床の背面と西入側最北側の一角は書き込まれていない。この描かれている畳数を下の間御床（畳床）を除いて数えると 178 畳となり、前述の推定平面の同じ個所と一致する。

しかし、この 178 畳は「姫路城内略記」にある「鶴ノ間 百五十一畳」とは一致せず、27 畳分「姫路城内略記」の方が広いことになる。『姫路市史 第十四巻 別編 姫路城』所収の「西屋敷表向御殿復原図」をみると鶴ノ間の南東の 10.5 畳は「雁之間」となっていて、東側の 24 畳分の入側を「同入側雁ノ間」と考えると 154 畳となるが、それでも「姫路城内略記」の方が 3 畳分広くなる。この 3 畳の差異の理由は不明であるが、御居城の鶴ノ間は上の間が 7.5 畳の上段をもつ 50 畳と同じく 50 畳の下の間、さらに南入側 30 畳、西入側 18 畳、下の間御床東の 6 畳の計 154 畳からなり、東入側は別室となっていた可能性が高いといえる。なお、畳の配置については「熊谷家文書御本城鶴之間」と「日下雄一郎文書御本城鶴之間之圖」はほぼ同一のため、これらの絵図に描かれている敷き方を踏襲する。

3.3 床の間、付書院の平面規模

「播州姫路城図鶴ノ間」には、床の間は上下の間ともにみられ、付書院は上の間のみみられる。これらを前述の長さ比率や畳数からみると上の間の床は正面2.5間、奥行0.5間、下の間は正面3間、奥行1間で、これらの大きさを足すと8.5畳となり、「姫路城内略記」の「床 八畳半」と一致する。

他方、上段の西側にある付書院は、上段の規模から正面が1.5畳であることは分かる。しかし、奥行は絵図によって異なり、入側（1.5間）の約18.7～21.4%（約1.83～2.01尺）に相当する。

4. 鶴ノ間上の間との復元について

今後の他室の復元基準とするため、本章では姫路城御居城の中でも最も格が高い、鶴ノ間の上の間（以下、鶴ノ間上の間とする）についての復元を試みる。

4.1 鶴ノ間上の間との柱位置

御居城鶴ノ間の平面が記された絵図は「播州姫路城図（大絵図）」および「熊谷家文書御本城鶴之間」、「日下雄一郎文書御本城鶴之間之圖」の3図8葉である。これらは前述のように平面規模は同じであるが、柱の配置に多少の差異がみられる。特に大きな違いは、鶴ノ間上の間との西入側、南入側境である。これらは同一の文書中の柱配置は基本的にはほぼ一致するが、『日下雄一郎文書』内の5葉のうち、「御本城於鶴之間御拝領御鷹御頂戴之圖」のみが他の4葉とは柱配置が異なることから3図8葉の絵図を柱配置によって下記の4つに分ける。

- ・「播州姫路城図鶴ノ間」
- ・「熊谷家文書御本城鶴之間」
- ・『日下雄一郎文書』の「御本城鶴之間寺社御礼之圖」、「御本城鶴之間御盃下並大流之圖」、「御本城鶴之間惣所目見之圖」、「同圖」（以下、「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」とする）
- ・『日下雄一郎文書』の「御本城於鶴之間御拝領御鷹御頂戴之圖」（以下、「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」とする）

図1は、これら4つの柱配置の略図をまとめたものである。この図からわかるように、室内に柱が建たないこと、北面、東面、上段廻りの柱配置や四隅に隅柱が建つことは共通している。しかし、西面の南西隅柱から付書院本柱の間の3.5間および南面5間の柱配置に違いがみられる。

西面の南西隅柱から付書院本柱の間の3.5間は、「播州姫路城図鶴ノ間」では3.5間の中央に一本の柱が建っているのに対して、「熊谷家文書御本城鶴之間」ではこの3.5間の間に柱はなく、「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」では南から北に向かって1.5間、1間、1間の間隔の位置に柱が建ち、「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」では3.5間の中央ではなく、南から北に2間の間隔の位置に柱が建っている。

また、南面5間は、「播州姫路城図鶴ノ間」と「熊谷家文書御本城鶴之間」では3.5間の中央に一本の柱が建っているのに対して、「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」と「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」では東から西に向かって1間、1.5間、1.5間、1間の間隔の位置に柱が建っている。

つまり、史料にある平面は柱配置が異なっている点がみられることから、平面を復元する上でいずれかあるいは新たな知見をもって柱配置を決める必要がある。

まず、西面の柱配置をみると、「熊谷家文書御本城鶴之間」では3.5間の間に柱がみられず室内空間としてきれいに収まっているようにみえるが、対面する上下の間境が5間あることから構造的に厳しいと考えられる。次に「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」の柱配置は、3.5間の間に2本の柱が建つことから構造的に無理はないが、上段がある部屋としては柱が建ち過ぎている感がある。したがって、西面の南西隅柱から付書院本柱の間の3.5間は1本の柱が建つのが妥当だと考えられる。4つのうちこの3.5間の間に1本の柱が建つのは、「播州姫路城図鶴ノ間」と「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」である。「播州姫路城図鶴ノ間」は3.5間の中央に柱が建っていて、平面的に最も素直に収まっているようにみえる。しかし、後述する天井との収まりでは無理が生じてくることから、「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」にあるように南から北へ2間、1.5間の間隔で柱が建つのが最も適当であると考えられる。

次に、南面の柱配置をみると、2つに分けられる。一つが「播州姫路城図鶴ノ間」と「熊谷家文書御本城鶴之間」にある5間の中央に1本の柱が建つもので、もう一つが「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」と「日下雄一

郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」の東から西へ1間、1.5間、1.5間、1間の間隔の位置に柱が建つものである。構造的には柱が多い「日下雄一郎文書御本城鶴之間4葉」と「日下雄一郎文書御本城鶴之間鷹御頂戴之圖」の方が強いが、上段をもつ室の格式としては建具が入る間の柱はできるだけ少ない方が妥当と考えられることから、播州姫路城図鶴ノ間」と「熊谷家文書御本城鶴之間」にある5間の中央に1本の柱が建つ方が妥当と思われる。

また、付書院の奥行は前述のように、絵図によって若干異なっていることから『匠明』ある一間(6.5尺)の1/4(=1.625尺)とする

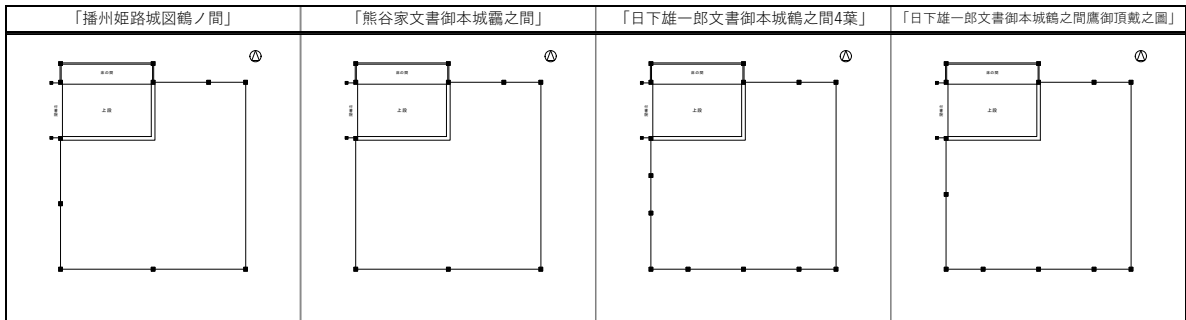


図1 各図の鶴之間上の間の柱配置略図

これらのことを考慮して、鶴ノ間上の間の柱配置を示したのが図2である。室内に柱は建たず、北面は幅2.5間の床、その脇は1.5間、1間の間隔で柱がたち、東面は柱間に柱がない5間飛ばしとする。南面の5間は中央に1本の柱が立ち、西面の3.5間は南から北へ2間の位置に柱が建つ。付書院幅は1.625尺とする。

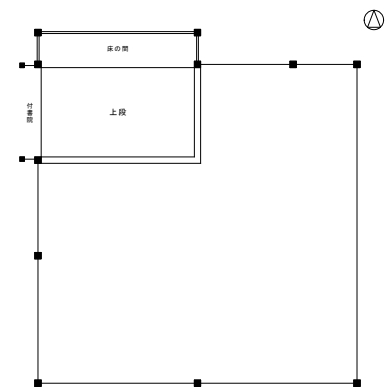


図2 鶴之間上の間の柱配置推定図

4.2 鶴ノ間上の間の柱寸法

史料を管見したところ、御殿に関する柱寸法についての記述は一切みられない。このため、主屋の柱寸法は、『匠明』にある1間(6.5尺)の1/10角(6.5寸角)とする。但し、書院柱の寸法は『匠明』にも書かれていないことから6.5寸角の約7割の4.5寸角としている。

『匠明』には柱寸法の比率によって、他の部材寸法などが定められていることから、本稿で採用する柱寸法とそれに対応する記号を図3、4示す。

主屋柱は柱太さ(A)が6.5寸(10/10)、柱片面落(B)が5.85寸(9/10)、柱面内(C)が5.2寸(8/10)、柱面(D)が0.65寸(1/10)、柱面表(E)が0.92寸(1/10×√2)で、書院柱は(a)が4.5寸、柱片面落(b)が4.05寸、柱面内(c)が5.2寸、柱面(d)が0.65寸、柱面表(e)が0.64寸である。

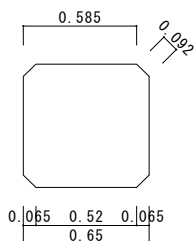


図3 主屋の柱寸法と記号

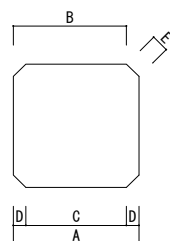


図4 書院柱の寸法と記号

4.3 鶴ノ間上の間の建具

前述した「日下雄一郎文書御本城鶴之間之圖」には、建具の種類についての記述はないものの、引違と思われ

る表現などがみられ、「播州姫路城図鶴ノ間」には「からかみ」との記述が上下の間境にみられる。しかし、これらだけでは不明な建具が多いことから他の御殿建築を参考にして建具を推定する。

上下の間境の建具は、部屋境の建具かつこの間に柱が建たないことから4枚引違の襖とする。入側境の建具は、上段をもつ二条城二の丸御殿大広間（以下、二条城大広間とする）や名古屋本丸御殿城上洛殿（以下、名古屋城上洛殿とする）に倣って、襖仕立ての舞良戸の引違（戸の間に明障子が入る）とする。北面の床の間横の建具は上下の間境襖との連続性を考慮して引違の襖とする。これらの建具の室内側には、室名からみて鶴を題材とした障壁画が描かれていたと考えられる。なお、建具の舞良子や木間、框幅などの詳細な寸法は、『匠明』に記述はされているものについては『匠明』に依っているが、載っていないものに関しては詳細な寸法が記入されている「名古屋城昭和実測図」を参考としている。

4.5 鶴ノ間上の間の高さ関係の寸法

史料を管見したところ、姫路城御居城鶴ノ間の高さ関係の記述は一切みられない。そのため、高さ関係については基本的に『匠明』の柱の比率によって算出しているが、『匠明』に記述がないものや『匠明』の記述に沿うと明らかに違和感のあるものについては、『重要文化財二条城修理工事報告書 第二集』⁽⁹⁾（以下、『二条城修理工事報告書 第二集』とする）や「名古屋城昭和実測図」⁽¹⁰⁾を参考にする。表1は、『匠明』と復元対象の鶴ノ間上の間（網かけ部）、二条城大広間、名古屋城上洛殿の1間の基準寸法などや高さ寸法とその記号をまとめたものである。

まず、『匠明』と二条城大広間、名古屋城上洛殿を比較すると1間の基準寸法は6.5尺と共通しているが、柱太は二条城大広間が0.8尺角、名古屋城上洛殿が0.675尺角で、『匠明』にある柱間の1/10と一致せず、柱面も『匠明』にある柱太の1/10とも一致しないことがわかる。したがって、高さ関係の復元については、二条城大広間と名古屋城上洛殿を参考にしつつ、『匠明』にある柱寸法から算出した比率にできるだけ従って決定するものとする。

内法（『匠明』では切目長押上端～内法長押下端）は、『匠明』にはL（6.5尺）とあるが、二条城大広間では7.67尺、名古屋城上洛殿では7.01尺で、0.5尺以上の差がある。鶴ノ間上の間の内法を『匠明』の6.5尺にすると他の御殿とは大きな相違となり、空間のバランスとしても低すぎとなることから、鶴ノ間上の間では、敷居上端から鴨居下端までを6.5尺（L）とし、それに柱の比率から算出した敷居成（3D）と鴨居成（2E）を加算して6.879尺とする。この内法も含めた敷居上端から天井長押上端までは、『匠明』を読み解くと $L+0.6L+C-3D=10.752$ 尺となり、二条城大広間の13.57尺と名古屋城上洛殿の13.1尺とは2.3尺以上の開きがあるが、鶴ノ間上の間では『匠明』を考慮し、鴨居成を加算した $L+2E+0.6L+C=11.104$ 尺とする。天井長押上端から天井板までの高さは、蟻壁付の棹縁天井とする場合のみ『匠明』に $A+2/C$ （蟻壁+廻縁）とあるものの、後述の鶴ノ間上の間で採用する折上格天井の場合は高さの記述はみられない。そのため、鶴ノ間上の間天井長押上端から格縁下端までは、同じ折上格天井である二条城大広間と名古屋城上洛殿を参考にしつつ、折上の支輪の曲線も考慮して1.19尺とする。

そして、落掛高さは『匠明』に $2A$ （ $=1.3$ 尺）とあるものの二条城大広間が3.23尺（ $\approx 4A$ ）、名古屋城上洛殿が2.08尺（ $=3A+D$ ）で、天井高と同様に大きな違いがあることから、鶴ノ間上の間では室全体の高さを考慮して1.82尺（ $4A-1.5C$ ）とする。

なお、他の細かな部材寸法は『匠明』に記述されていればそれに沿い、記述がないものに関しては詳細な寸法が記入されている「名古屋城昭和実測図」を参考としている。

表1 各御殿の高さ寸法

名称	『匠明』		姫路城御本城鶴ノ間上の間		二条城二の丸御殿大広間	名古屋本丸御殿城上洛殿
建築年代	—		元和4年(1618)に拡張		慶長7-8年(1602-1603)	慶長17年-元和元年(1612-1615)
			元永2-3年(1625-1626)			
一間の基準寸法	L	6.5(又は7)	L	6.5	6.5	約6.5
柱太	$0.1L = A$	0.65角	A	0.65角	0.8角	0.675角
柱面	$0.1A = D$	0.065	D	0.065	0.07	0.055
内法・天井長押成	$0.8A = C$	0.52	C	0.52	0.65	0.575
内法(切目長押上端 ～内法長押下端)	L	6.5	$L+3D+2E$	$6.5+0.195+0.184 = \mathbf{6.879}$	$7.15+0.27+0.25 = \mathbf{7.67}$	$6.6+0.23+0.18 = \mathbf{7.01}$
敷居上端 ～天井長押上端	$(L+0.6L+C)-3D$	$6.5+3.9+0.52-0.195 = \mathbf{10.752}$	$L+2E+0.6L+C$	$6.5+0.184+3.9+0.52 = \mathbf{11.104}$	13.57	13.1
天井長押上端 ～格縁下端	—	—	—	1.19	1.29	1.169
落掛高さ(内法長押上端 ～落掛下端)	$2A$	1.3	$4A-1.5C$	$2.6-0.78 = \mathbf{1.82}$	$3.23(\approx 4A)$	$2.08(=3A+D)$

単位：尺

4.6 天井形式と仕上げ

鶴ノ間上の間の天井形式や仕上げなどについては、史料などがみられないため、上記の高さ関係同様、二条城大広間と名古屋城上洛殿を参考にする。

二条城大広間と名古屋城上洛殿は、室全体を二条城大広間では上段之間、名古屋城上洛殿では上段間としていて、天井はともに二重折上格天井、黒漆仕上げ、辻金物付で、これらはともに二重目の格間の中心と室の中心がほぼ一致する（名古屋城上洛殿上段間は格間1つ分後方寄り）。一方、復元する鶴ノ間上の間は、北西隅の一角に上段をもつことが絵図面によって明らかで、二条城大広間上段之間、名古屋城上洛殿上段間と同様に二重折上格天井とすると上段の中心と格間の中心が全く一致せず、空間的に違和感がある。このため、鶴ノ間上の間は（一重）折上格天井とし、仕上げは二条城大広間上段之間、名古屋城上洛殿上段間と同様に黒漆仕上げ、辻金物付とする。

4.7 章結

以上のことを踏まえて、姫路城三の丸御居城鶴ノ間上の間を復元したのが、図5～11である。規模は5間四方、北西隅に2.5間×1.5間の上段を備え、この背後に2.5間幅の床の間、西に1.5間幅の付書院をもつ。柱は6.5寸角、柱面は0.65寸、建具は上下の間境と上段横が襖、入側境はいずれも襖仕立ての舞良戸の引違（戸の間に明障子が入る）である。天井は折上格天井の黒漆仕上げで、敷居上端から天井格縁下端までは12.294尺である。

なお、上下の間境の欄間は彫刻欄間が入る可能性が非常に高いが、題材が一切不明であることから本復元では箆欄間を入れている。また、障壁画や銚金物については川面美術研究所、森本銚金具製作所が作画・作製ものを多少の加工をして嵌め込み、取り付けしている。

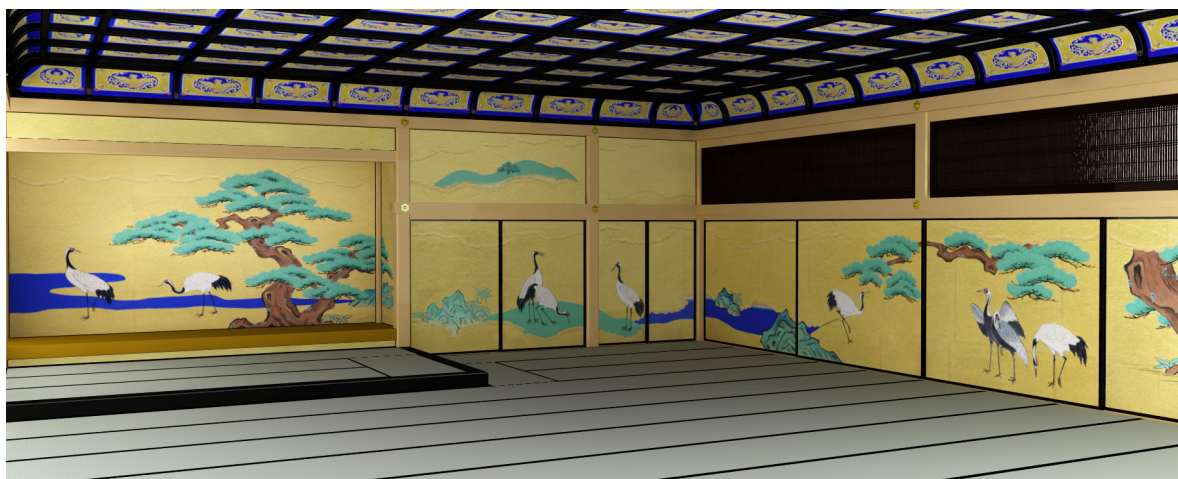


図5 姫路城御居城鶴ノ間上の間（復元）（南西から北東をみる）



図6 姫路城御居城鶴ノ間上の間（復元）（西から東をみる）

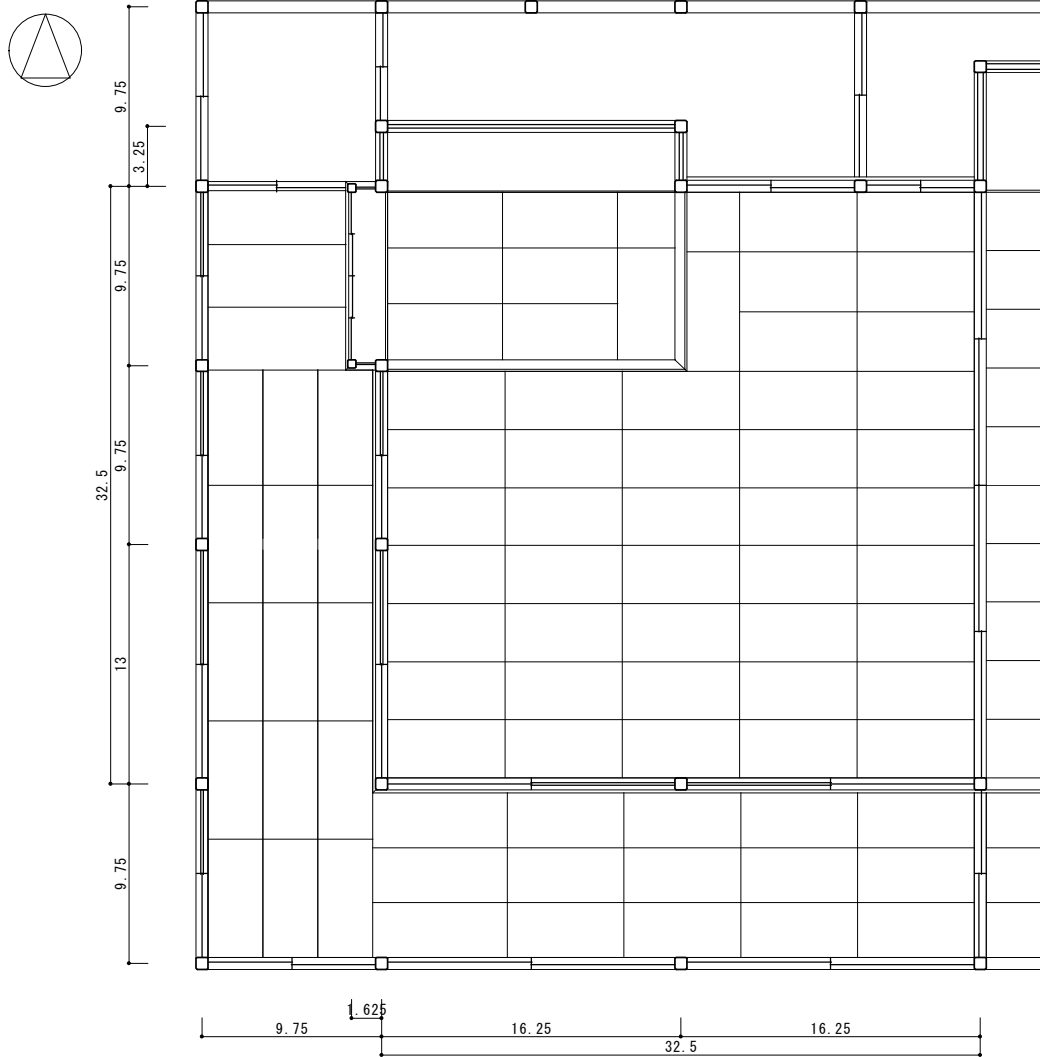


図7 姫路城御居城鶴ノ間上の間平面図（復元） 1/80 (単位：尺)

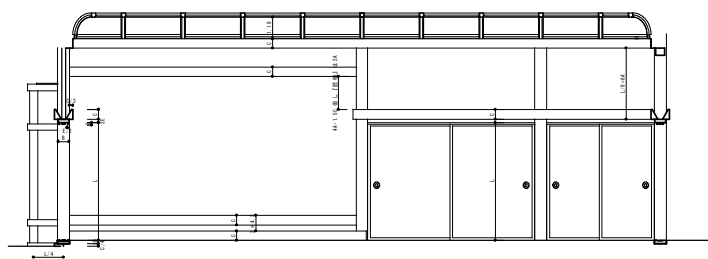


図8 姫路城御居城鶴ノ間上の間北面展開図（復元） 1/80

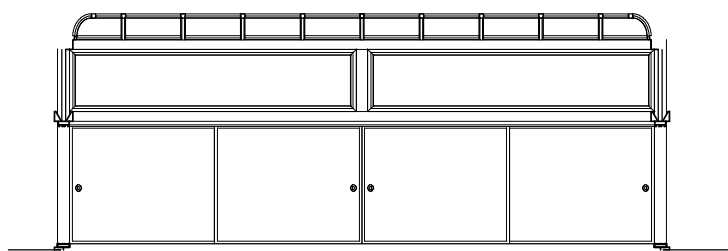


図9 姫路城御居城鶴ノ間上の間東面展開図（復元） 1/80

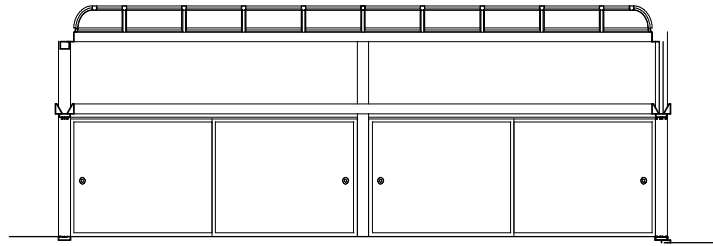


図10 姫路城御居城鶴ノ間上の間南面展開図（復元） 1/80

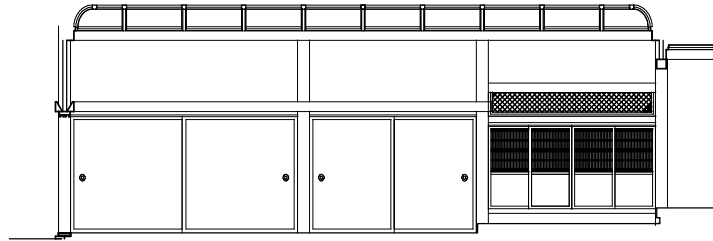


図11 姫路城御居城鶴ノ間上の間西面展開図（復元） 1/80

5. おわりに

本稿は、現存していない姫路城三の丸御居城の中でも最も上格である鶴ノ間上の間の復元を試みたものである。特に高さ関係や内部意匠の史料が乏しい中、『匠明』に重きを置きつつ『二条城修理工事報告書 第二集』や「名古屋城昭和実測図」を参考にし、寸法を算出することによって、現時点での復元案を示すことができ、一定の成果を得られたと考えている。

但し、史料が乏しい中での復元であることから、今後新たな知見や史料発見があった場合には、その都度、復元案を示していきたい。

謝辞

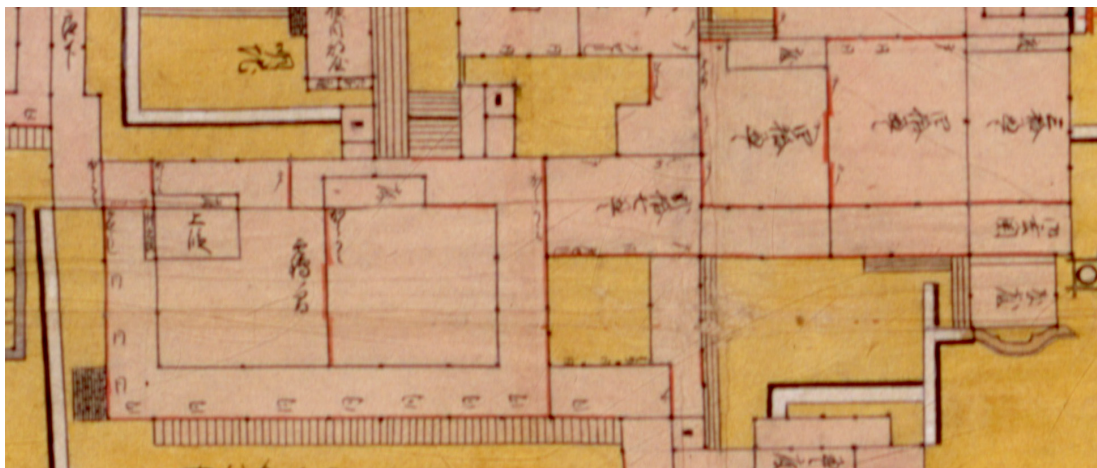
今回の姫路城三の丸御居城鶴ノ間上の間の復元にあたり、寸法体系や部材の形、全体的なご助言、ご指摘は平井聖先生（東京工業大学名誉教授、昭和女子大学名誉学長）から頂き、襖絵や天井画などの障壁画は名古屋市吉清正記念館学芸員の朝日美砂子氏監修のもと川面美術研究所の荒木かおり氏、北尾かおり氏に、襖引手や天井辻金具などの銚金具は榊森本銚金具製作所の森本安之助氏に作画・作製して頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

註

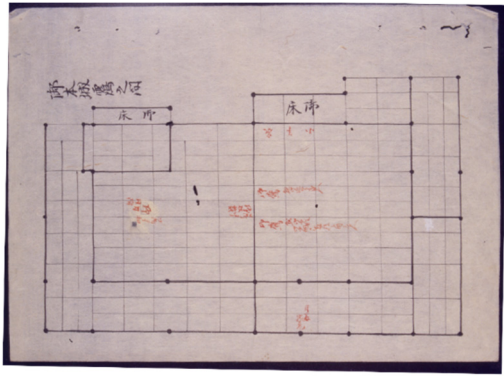
- (1) 『匠明五巻考』伊藤要太郎 鹿島研究出版会 昭和46年12月20日
- (2) 「播州姫路城図（大絵図）」248cm×279cm 元禄12年（1699）～宝永元年（1704） 中根忠之所蔵（大分市）
- (3) 「姫路城図屏風」135cm×284cm 寛保元年（1741）以降 大谷信一所蔵（越前市）
- (4) 『熊谷家文書』姫路市立城郭研究室寄託
- (5) 『日下雄一郎文書』日下家所蔵
- (6) 『池田家文庫』岡山大学附属図書館所蔵
- (7) 『姫路市史 第十四巻 別編 姫路城』姫路市 昭和63年7月25日
- (8) 『姫路城絵図集』姫路市立城郭研究室 平成26年3月31日
- (9) 『重要文化財二条城修理工事報告書 第二集』恩賜元離宮二条城事務所 昭和31年3月
- (10) 「名古屋城昭和実測図」名古屋城総合事務所 http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/20_etsuran/map_souzu.html



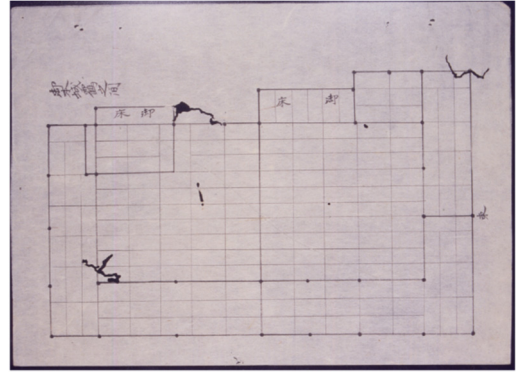
「播州姫路城図（大絵図）」



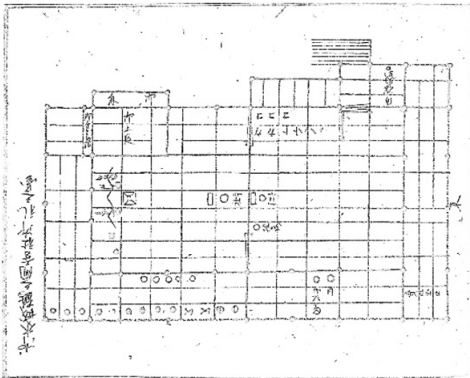
「播州姫路城図（大絵図）」（拡大）



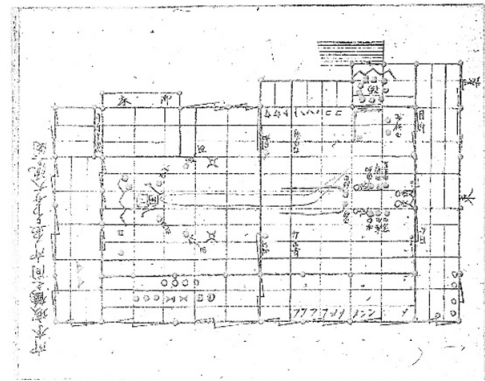
『熊谷家文書』「御本城鶴之間」



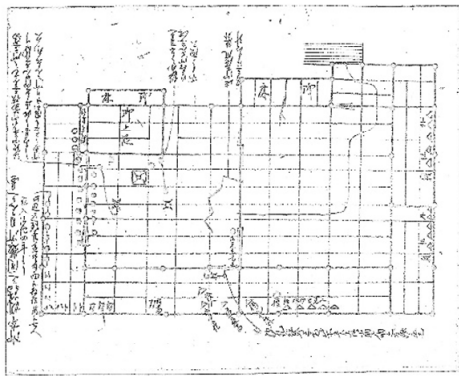
『熊谷家文書』「御本城鶴之間」



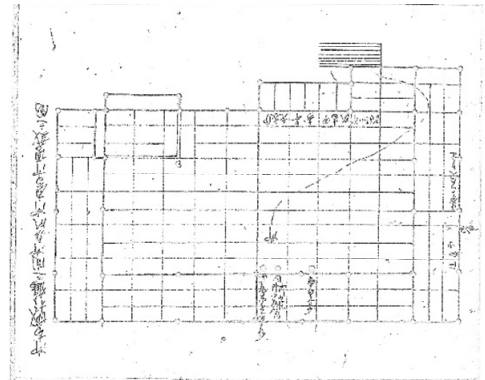
『日下雄一郎文書』「御本城鶴之間寺社御礼之圖」



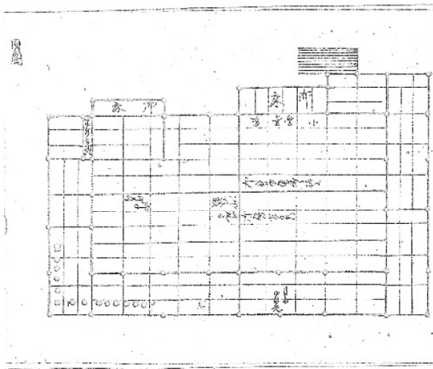
『日下雄一郎文書』
「御本城鶴之間御盃下並大流之圖」



『日下雄一郎文書』「御本城鶴之間惣所目見之圖」



『日下雄一郎文書』
「御本城於鶴之間御拝領御鷹御頂戴之圖」



『日下雄一郎文書』「同圖」

※いずれも北を上